

生計維持関係申告書 H 海外居住者の申請用

★消せるボールペンや鉛筆で記入したもの、記入漏れがあるものは受付できません。 ★下記のチェックシートにて、認定の可能性を確認してから提出してください。

扶養申請にともなう [誓約書]

本申告書に記載した内容に虚偽がないことを誓約いたします。
 扶養認定後、その状況に変更があった場合は「健康保険被扶養者(異動)届」により速やかに減員の手続きを行います。
 また、届出を怠ったり事実と異なる届出を行っていた場合は、遡って資格取消を受け、当該期間の療養費・給付金のすべてを返還いたします。

保険証の 記号 番号 被保険者氏名(自署)

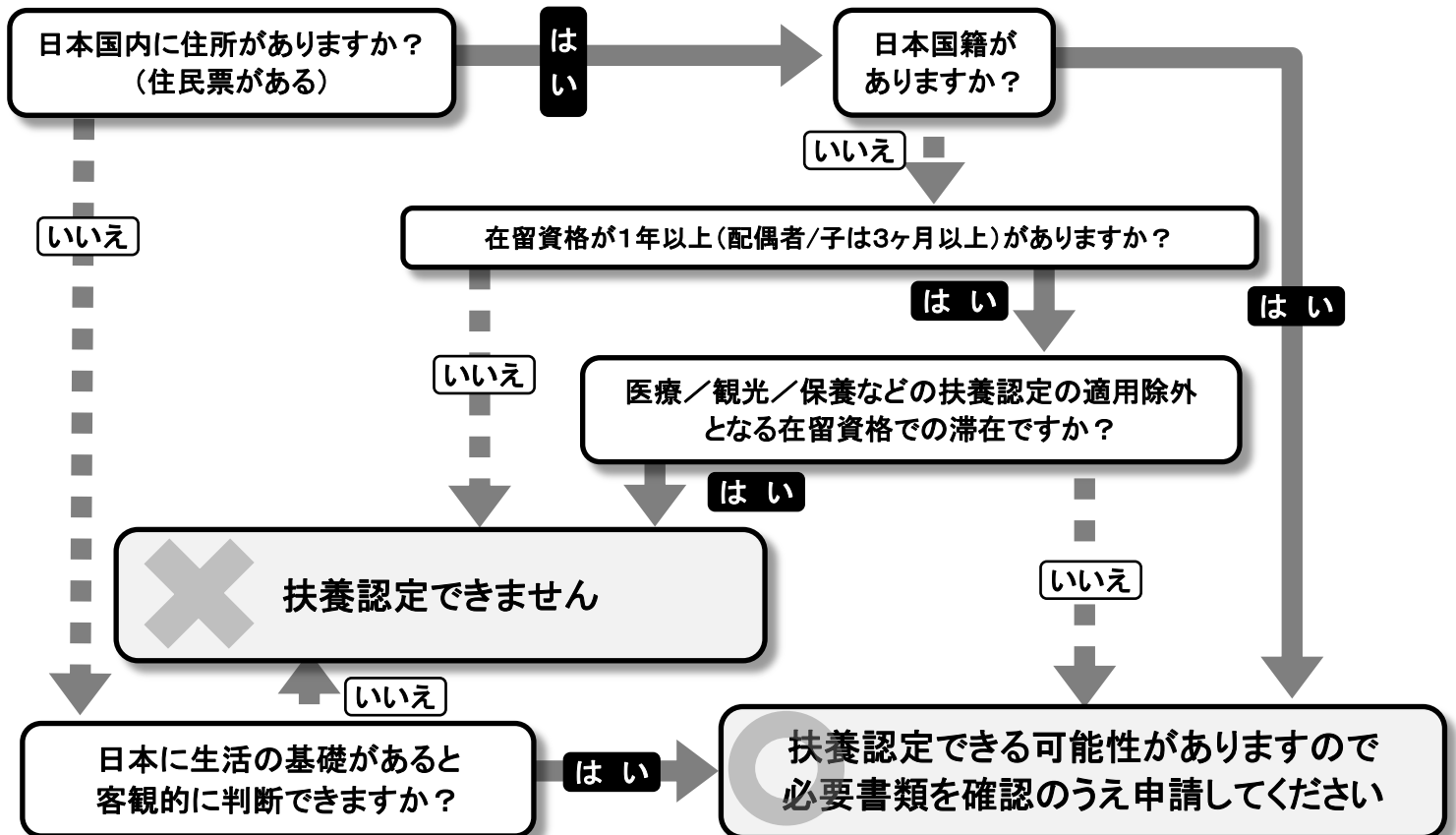
申請対象者氏名	<input type="text"/>	続柄	<input type="text"/>	年齢	<input type="text"/>
国籍 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> 外国籍	同別居 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<small>続柄に関わらず「生計維持関係申告書F」も必要(送金証明含め該当する必要書類も添付) 初めて扶養申請する方は、被保険者との続柄を証明できる「戸籍全部事項証明書(原本)」などが必要</small>	
対象者が居住する 国または地域	<input type="text"/>	海外居住期間 (出国日～帰国予定日)	出国した日	帰国予定年月	
			年 月 日	～	年 月 日 予定
必要書類 (全員)	① 生計維持関係申告書A～Eの申請対象者の続柄にあったもの ※上記A～Eの申告書で該当する必要書類も添付 ② 査証(ビザ)のコピー ③ 居住する国または地域の公的機関が発行する収入確認書類(原本) ※18歳以上全員 ※所得証明書または非課税証明書のような収入の確認が取れるもの ④ 申請時点で、③に記載されている収入が無くなっている場合は、それを証明できる退職証明書(原本)など ⑤ 添付する証明書が日本語以外の場合は、それぞれ証明書ごとの翻訳 ※翻訳者の署名(自署でない場合は、サインもしくは押印)、翻訳者の住所、翻訳記入日が記載されたもの				

[申立欄] ※日本に生活の基礎があると客観的に判断できる具体的説明など

【申請に関する注意事項】

- ◆提出期限は扶養となる事由の発生日より30日以内です。31日以上経過した場合は、受付日(健保ですべての書類を確認した日)が認定日になります。
- ◆証明書等の手配に係る諸経費は被保険者負担です。ケースによっては、上記以外の書類が必要になることがあります。

扶養認定チェックシートH 海外居住者



・被扶養者の認定は健康保険組合にて最終的に判断します。必要書類を提出しても必ず認定されるわけではありません。
 ・認定できないと判断した場合は、「不認定通知」にてお知らせします。申請書類の返却は行いません。